

予算決算常任委員会

平成24年3月16日午前9時から第1会議室で開かれた。

1. 出席委員

◎里川宜志子	○伴 吉晴	吉野 俊明
小野 隆雄	飯高 昭二	辻 善次
嶋田 議長		

2. 理事者出席者

町 長	小城 利重	副 町 長	池田 善紀
教 育 長	清水 建也	総 務 部 長	西本 喜一
総 務 課 長	黒崎 益範	企画財政課長	面巻 昭男
税 務 課 長	加藤 恵三	住民生活部長	乾 善亮
福 祉 課 長	植村 俊彦	国保医療課長	寺田 良信
環境対策課長	栗本 公生	都市建設部長	藤川 岳志
建 設 課 長	川端 伸和	観光産業課長	清水 修一
都市整備課長	井上 貴至	会 計 管 理 者	野崎 一也
教委総務課長	西川 肇	上下水道部長	谷口 裕司
上 水 道 課 長	清水 孝悦		

3. 会議の書記

議会事務局長	藤原 伸宏	同 係 長	安藤 容子
--------	-------	-------	-------

4. 審査事項

別紙の通り

開会（午前 9 時 0 0 分）

署名委員 辻委員、伴委員

委員長 おはようございます。定刻になりましたので、ただいまから、予算決算
常任委員会を全委員出席のもとで開会させていただきます。

それでは、本日の会議をただちに開きます。

はじめに、町長のご挨拶をお受けいたします。小城町長。

（ 町長挨拶 ）

委員長 それでは、本委員会の会議録署名委員を私のほうから指名させていただきます。
署名委員には、辻委員、伴委員のお二人を指名いたします。両委員にはよろしくお願
いいたします。

本日の審査案件は、お手元に配付しておりますとおりでございますが、
審査に入ります前に、先の当初予算審査の際に、飯高委員よりご要望のあ
りました資料をお配りしたいと思いますので、暫時休憩いたします。

（ 午前 9 時 1 分 休憩 ）

（ 午前 9 時 2 分 再開 ）

委員長 再開いたします。

お手元にお配りしておりますレジメに沿って進めてまいりたいと思いま
す。

まず始めに、本会議からの付託議案であります（１）議案第 1 0 号 平
成 2 3 年度斑鳩町一般会計補正予算（第 5 号）についてを議題といたしま
す。

委員長 理事者の説明を求めます。 面巻企画財政課長。

企画財政 課長 それでは、議案第 1 0 号 平成 2 3 年度斑鳩町一般会計補正予算（第 5
号）につきましてご説明を申し上げます。

まず、議案書を朗読いたします。

(議案書朗読)

企画財政
課長

本補正予算につきましては、前回の当委員会で、ご説明いたしました内容と変更はございませんが、本日は補正予算書によりご説明をさせていただきます。

まず、歳入からご説明をさせていただきます。補正予算書の11ページをお開きいただけますでしょうか。

はじめに、第1款 町税、第1項 町民税では、第1目 個人で、現下の厳しい社会経済情勢から個人所得が当初見積りを下回ることから、2,750万円の減額補正を、第4項 たばこ税では、第1目 たばこ税で、たばこの販売本数が当初見積りを上回ることから、2,600万円の増額補正をお願いするものでございます。

次に、第12款 分担金及び負担金、第1項 分担金では、第1目 農林水産業費分担金で、歳出のほうで補正をお願いする、新年度で、衛生処理場周辺対策として、地元要望があった高安地区での農道整備工事や、火葬場周辺対策として、地元要望があった三井地区での水路整備工事、また服部地区での機械揚水整備工事について、国の第4次補正を活用し、前倒しして実施することから、第1節 土地改良事業費分担金の農業体質強化基盤整備促進事業費分担金1,108万9千円の増額補正をお願いするものであります。

12ページをお開きいただけますでしょうか。第14款 国庫支出金、第1項 国庫負担金では、第1目 民生費国庫負担金で、更生医療費が見積りを上回ることから、第2節 障害福祉費負担金の自立支援給付費負担金106万2千円、第3節 保険基盤安定負担金で、国民健康保険に係る保険基盤安定負担金が交付決定されたことから、国民健康保険基盤安定負担金73万7千円の増額補正をお願いするものであります。

第2項 国庫補助金では、第3目 土木費国庫補助金で、JR法隆寺駅周辺整備において、駅北口の町道312号線整備の用地取得が一部難航し、今年度内での執行の見通しがつかず、交付申請が行えないために、第1節 道路橋りょう費補助金の社会資本整備総合交付金5,225万円の減額補

正をお願いするものであります。第４目 教育費国庫補助金では、第１節 小学校費補助金で、歳出の方で補正をお願いします、新年度で取り組むこととしていた斑鳩西小学校本館西棟及び体育館、斑鳩東小学校北館西棟の耐震補強工事について、国の第３次補正を活用し、前倒しして実施することから、学校施設環境改善交付金５，４４４万２千円の増額補正をお願いするものであります。第７目 農林水産業費国庫補助金では、第１節 農地費補助金で、先ほどの分担金及び負担金で申しあげましたとおり、国の第４次補正を活用することから、農業体質強化基盤整備促進事業費補助金２，１７０万円の増額補正をお願いするものであります。

１３ページにお移りいただきまして、第１５款 県支出金、第１項 県負担金では、第２目 民生費県負担金で、民生費国庫負担金と同様の理由により、第３節 障害福祉費負担金で５３万１千円、第４節 保険基盤安定負担金で、国民健康保険及び後期高齢者医療に係る保険基盤安定負担金が交付決定されたことから、６０３万３千円の増額補正をお願いするものであります。第２項 県補助金では、第２目 民生費県補助金で、医療費助成について、県補助対象助成費の増により、第２節 児童福祉費補助金の乳幼児医療費補助金で１００万円、第３節 障害福祉費補助金で、心身障害者医療費補助金４８０万円、精神障害者医療費補助金１０万８千円、また、障害者自立支援法の改正に伴い実施するシステム改修に対して補助交付されることから、障害者自立支援特別対策事業費補助金２０万９千円、あわせまして５１１万７千円の増額補正をお願いするものであります。

次に、１３ページから１４ページの第１６款 財産収入、第１項 財産運用収入では、第１目 財産貸付収入で、土地開発基金用地賃貸料として、第１節 土地建物貸付収入７千円の増額補正を、第２目 利子及び配当金では、各基金利子の決算見込みにより、第１節 利子及び配当金で１３４万３千円の減額補正をお願いするものであります。

次に、第１７款 寄附金、第１項 寄附金では、第１目 寄附金で、ふるさと納税としてご寄附をいただいたことから、第１節 教育費寄附金で２７万８千円、第２節 福祉費寄附金で１８万５千円の増額補正をお願いするものであります。これらの寄附金につきましては、寄附者のご意向に沿って、教育費寄附金は、斑鳩の里歴史文化遺産保存・活用基金への積み

立てと文化財の発掘調査に充当させていただくとともに、福祉費寄附金につきましては、福祉基金への積み立てと児童福祉の充実、健康づくりの推進に充当させていただきます。

次に、第20款 諸収入 第5項 雑入では、第5目 雑入で、高齢者健康診査の受診者数の増加等により、第6節の雑入の保健事業委託金で181万6千円の増額補正をお願いするものであります。

15ページにお移りいただきまして、第21款 町債、第1項 町債では、第2目 農林水産業債で、国の第4次補正を活用して実施する土地改良事業の財源措置として、第1節 土地改良事業債1,080万円の増額補正を、第3目 土木債では、JR法隆寺駅周辺整備について、国庫補助金で申しあげたように、今年度内での執行の見通しがつかないことから、第1節 JR法隆寺駅周辺整備事業債4,270万円の減額補正を、第4目 教育債では、国の第3次補正を活用して実施する学校耐震補強工事の財源として、第1節 学校教育施設等整備事業債8,940万円の増額補正をお願いするものであります。

以上が、歳入に関わる予算補正の内容であります。16ページをお開きいただけますでしょうか。続きまして、歳出予算の補正についてでございます。

はじめに、第2款 総務費、第1項 総務管理費では、第1目 一般管理費で、昨年12月1日付けで実施した人事異動に伴う人件費所要額として、第2節の給料などで156万9千円、第19節 負担金補助及び交付金で、職員の退職に伴う職員退職手当負担金3,957万円の増額補正をお願いするものであります。第5目 財産管理費では、財政調整基金、土地開発基金などの基金利子の決算見込みによる積立金と、第25節 積立金で、124万2千円の減額補正を、第28節 繰出金で、16万1千円の増額補正をお願いするものであります。第6目 企画費では、文化振興基金利子の増による2千円の財源振替を行うものでございます。第2項 徴税費では、第2目 賦課徴収費で、町税コンビニエンスストア収納等の新公金収納の導入業務に係る契約締結により、496万1千円の減額補正をお願いするものでございます。

17ページにお移りいただきまして、第3款 民生費、第1項 社会福

祉費では、第１目 社会福祉総務費で、歳入で申しあげました福祉費寄附金の福祉基金への積立てとして、第２５節 積立金１０万円、第２８節 繰出金では、国民健康保険事業に係る保険基盤安定繰出金及び国保財政安定化支援事業繰出金の確定により、４７９万９千円の増額補正をお願いするものであります。第３目 老人福祉費では、福祉基金利子の減による２８万５千円の財源振替をお願いしております。第５目 医療対策費では、子ども医療費助成などの医療費助成金が当初見積りを上回ることから、１，６０８万５千円の増額補正をお願いするものであります。第８目 障害福祉費では、第１３節 委託料で、障害者自立支援法の改正に伴うシステム改修業務委託料２００万円、第２０節 扶助費で、更生医療費の給付が見積りを上回ることから、２１２万４千円の増額補正をお願いするものであります。第１０目 介護保険事業繰出費では、介護給付費が当初見積りを上回ることや介護保険制度改正に伴うシステム改修が必要となることから、７５０万５千円の増額補正をお願いするものであります。第１２目 後期高齢者医療費では、後期高齢者医療に係る保険基盤安定負担金の確定により、５６万８千円の増額補正をお願いするものであります。

１８ページをお開きいただけますでしょうか。第２項 児童福祉費では、第１目 児童福祉総務費で、福祉費寄附金としてご寄附のあった１８万５千円のうち、児童福祉の充実に希望された５万円の財源振替をお願いしております。次に、第４款 衛生費、第１項 保健衛生費では、第４目 健康増進事業費で、高齢者健康診査の受診者数の増加等により、１８４万６千円の増額補正をお願いするとともに、福祉費寄附金としてご寄附のあった１８万５千円のうち、健康づくりの推進に希望された３万５千円の財源振替をお願いしております。第６目 火葬場費では、歳入のところで申しあげた三井地区での水路整備工事に係る地元分担金の補償金として、９７万１千円の増額補正をお願いするものであります。

１９ページにお移りいただきまして、第２項 清掃費では、第２目 塵芥処理費で、同様に、高安地区での農道整備工事に係る地元分担金の補償金として、３９８万６千円の増額補正をお願いするものでございます。

次に、第５款 農林水産業費、第１項 農業費では、第４目 土地改良事業費で、高安地区での農道整備工事や三井地区での水路整備工事、また、

服部地区での機械揚水整備工事について、国の第4次補正を活用し、前倒しして実施することから、4,534万8千円の増額補正をお願いするものであります。

20ページをお開きいただけますでしょうか。第7款 土木費、第4項 都市計画費では、第1目 都市計画総務費で、歳出の総務費のところでは、申しあげた人事異動に係る人件費について、同額の156万9千円の減額補正をお願いするものでございます。第8目 JR法隆寺駅周辺整備事業費では、歳入のほうで申しあげましたように、駅北口の町道312号線整備の用地取得が一部難航し、今年度内での執行の見通しがつかないことから、9,799万円の減額補正をお願いするものであります。

次に、第9款 教育費、第2項 小学校費では、第1目 学校管理費で、歳入のほうで申しあげましたように、斑鳩西小学校本館西棟及び体育館、斑鳩東小学校北館西棟の耐震補強工事等について、国の第3次補正を活用し、前倒しして実施することから、1億7,629万4千円の増額補正をお願いするものであります。

21ページにお移りいただきまして、第5項 社会教育費では、第4目 文化財保存費で、歳入で申しあげました教育費寄附金27万8千円のうち、斑鳩の里歴史文化遺産保存・活用基金への積立を希望された26万8千円の増額補正と、文化財の発掘調査としてご寄附いただいた1万円の財源振替、並びに、斑鳩の里歴史文化遺産保存・活用基金利子の減による6千円の財源振替をお願いしております。第6項 保健体育費では、第1目 保健体育総務費で、スポーツ振興基金利子の増による3万4千円の財源振替をお願いしております。

22ページにお移りいただきますでしょうか。第11款 公債費、第1項 公債費では、第2目 利子で、平成23年度の定時償還に係る利子額が確定したことから、1,087万7千円の減額補正をお願いするものでございます。

次に、第12款 予備費、第1項 予備費では、第1目 予備費で、今回の補正に要する財源として、8,015万1千円を充当させていただく補正をお願いしているところでございます。

恐れ入りますが、6ページにお戻りいただけますでしょうか。第2表 繰

越明許費についてであります。本補正予算では、諸般の事情により本年度会計において予算の支出を見込めない事業があることから、繰越明許費の予算措置をお願いしております。第4款 衛生費では、新年度において、地元要望があった土地改良事業について、国の第4次補正を活用して実施することから、第1項 保健衛生費で、火葬場周辺対策事業として、三井地区での水路整備工事に係る地元負担金の補償金97万1千円、第2項 清掃費では、衛生処理場周辺対策事業として、高安地区での農道整備工事に係る地元負担金の補償金398万6千円の予算措置をお願いするものであります。

第5款 農林水産業費では、第1項 農業費で、土地改良事業として、先ほどの水路整備工事、農道整備工事及び服部地区での機械揚水整備工事に要する事業費、そして、当初予算で計上していた高安農道整備工事について、関係権利者との協議に時間を要するため、5,938万9千円の予算措置をお願いするものであります。

第7款 土木費では、第4項 都市計画費で、JR法隆寺駅周辺整備事業として、駅南側の（仮称）法隆寺駅前線の見直しに伴う計画丈量図変更について年度内での実施が見込めないため、60万円、法隆寺線整備事業として、事業用地に係る登記業務等について年度内での実施が見込めないため、150万円の予算措置をお願いするものであります。

第9款 教育費では、小学校校舎耐震補強等工事として、斑鳩西小学校本館西棟及び体育館、斑鳩東小学校北館西棟の耐震補強等工事について、国の第3次補正を活用し、前倒しして実施することから、これに要する事業費1億7,629万4千円の予算措置をお願いするものであります。

7ページにお移りいただけますでしょうか。第3表 地方債補正についてであります。歳入の町債のところで申しあげましたとおり、土地改良事業では、限度額を1,080万円とする補正を、JR法隆寺駅周辺整備事業では、全額を減額する補正を、学校教育施設等整備事業では、限度額を8,940万円とする補正をお願いするものでございます。

それでは、1ページにお戻りいただけますでしょうか。

予算総則を朗読いたします。

(予算書朗読)

企画財政課長 以上、議案第10号 平成23年度斑鳩町一般会計補正予算（第5号）につきましてのご説明とさせていただきます。

ご理解を賜りまして、原案どおりご可決いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

委員長 説明が終わりましたので、なにか質疑がございましたらお受けいたします。皆様のほうでなにか質疑ございますでしょうか。 小野委員。

小野委員 前回の事前の委員会でちょっと指摘したんですがね。この補正予算書で言えば、関連するのは、16ページの総務費の第1目 一般管理費と、それから同じことで20ページの土木費の都市計画総務費、これは職員の異動があったということで、こういう補正をということで、先ほどの説明では12月1日の人事異動に伴う補正ということで、このことについてはわかるんですがね。そのときも人事異動だったら議会への報告はということで、前回も聞かせてもらったら、何か、職員、一般職ですからというような答弁で、ちょっと腑に落ちなかったんやけどね。管理職の計報とかは、議会へ報告していただいているんですが、その前例に倣われたのかなという推測はしているんですが、やはり人事異動ですので、どういう形でも、途中で人事異動されたら、それは議会へ、議員へ報告というんですか、異動のペーパー1枚、定期異動でしたら、きちっとした、いただいているはずですし。やはりいろんなことで、一般職やから議会に言わなくてもいいんだろうというようなことはちょっと、私は余り好ましくないと思うんですがね。今までから、そうして途中での人事異動で一般職の場合は報告していなかったのかもしれませんがね、できればというか、職員の人事でしている以上、議会も知っておく必要あると思うんですが、その善処方をお願いしたいなと思いますけど。それで、答弁お願いします。

総務部長 今回の異動につきましては、12月1日付けで、都市整備課から企画財政課へ1名主事級の職員が1名異動いたしました。その人件費を予算上、

	款内の流用ができませんでしたので、款と款の関係の人件費を補正予算で対応させていただきました。これ以外にも、2月1日付けで、一般職の主事級の職員を異動させております。健康対策課から環境対策課へ1名、氏名は石本清里、女子職員でございます。その理由としましては、健康対策課の職員が病気休暇から復職いたしましたため、環境対策課のほうへ、ごみ処理で事務量が増加するというなかで配置換えを行ったということでございます。こういったことから、一般職の職員については、今まで異動の通知を議員さんにはさしていただいていたんでございますが、管理職以上の職員には、訃報の関係もありますので、それについて異動の通知をさせていただいておりますけれども、今後は、正規職員の異動があった場合には、その都度、議員皆様方には文書でもって通知をさせていただきたいと考えております。で、この12月1日、そして2月1日付けの異動につきましても、遅くはなりましたけれども、早急に文書を作成しまして、異動の通知を差し上げたいと、そのように考えております。
小野委員	よろしくお願ひしときます。それとね、補正予算の説明の中で気になって確認したいということで、あまり馴染まないのかなと思いますねんけれども。6ページの繰越明許費の中で、この地元補償の工事の分担金というか負担金ですけどね、それがだされているんですが、この工事なんかはね、地元施工の土木工事ですわね。だから町から入札とかそんなことじゃなくて、地元の自治会というか農家組合とか、そこらが業者選定して、それで検査とかはこちらの、町のほうもして、一緒にいけるかどうかのチェックは、それは地元ではちょっとおぼつかないということもありますし、また補助金を出す以上、こちらで検査もしているんだと。地域の集会所もそういう形とられているんだと思うんですがね。これはもう入札をしないということで理解してよろしいんですかね。
委員長	清水観光産業課長。
観光産業課長	繰越明許の関係でございますが、農業費の土地改良事業、本来は地元施工となっておりますが、金額とか、施工のいろんな種類の中で、今回の場

合はこれ町施工という形でさせていただいています。

小野委員　　そういうものも町施工して、その金額、これ。先ほどね、財政課長は、水路補償への負担金というような、水路整備の、火葬場周辺対策事業のほうのことは、地元の水路整備に対する分担金的なね、例えば、水利組合などが事業する場合に、その3分のなんぼかいうね、負担をとということで、そういう制度がありますわね。その補償金でなくて、補償で施工する分の全額ということで考えてよろしいんですかね。

観光産業
課長　　土地改良事業でございますが、普通、町単の場合でしたら、町が2分の1、地元が2分の1と。あと国の補助金もらえるんですしたら、その工事費の国の分を差し引いて、それをそれぞれ2分の1、2分の1という金額で工事費が出てきます。その中で、今回、高安農道、そして三井の水路の場合は、これは、いったん町施工になりますので、町が工事をいたしまして、その分担金を環対のほうから地元を支払いされ、それをこちらがいただくという流れになっております。

小野委員　　またのときに聞かせてもらいます。ちょっと今日は補正予算なので、ややこしい、また繰越明許のどこやから。そのまま何も意味はないんやから、またゆっくり聞かせてもらいますんで。すいません、終わります。

委員長　　他に、委員さんのほうで何かございますでしょうか。　飯高委員。

飯高委員　　学校の耐震化がですね、前倒ししていただくということで方向性示されていくんですけれども。いよいよ25年度にはもう完結という状況になります。やはり、今般の震災にあっても、まずはその避難所のあり方ということについて、いろいろ議論されているんですけれども、まずはやっぱり、全国でもその対象になっているのは小・中・高ですか、全国的にもその耐震化率は上がっています。当町においてはこういう形でさせていただいているんですけれども。避難所は小・中学校じゃなしに、まだいろいろ公民館とかあるんですけれども。今後はやっぱり、耐震化について意識をもって

進めていただきたいかなと思うんですけれども。その将来的にどういう形でそういうことを考えられているのかをお伺いしときたいと思います。

副町長 町といたしましては、まず小・中学校の耐震化、あと幼稚園、保育所は耐震できていますので、それを重点的にやってまいりました。これを以前からご説明させていただいておりますように、25年度末で完了するようにさせていただいております。これが完了したら、他の公共施設の避難所となっておる分がございますので、これについて手掛けていきたいと、このように考えております。

飯高委員 そういう方向性ということで、本当に、これから求められていくのは、やっぱり地域のそういった安全確保ということで、まずは耐震化ということをお願いしておきたい。それとやはり、それを計画的に今後提示していただいて、はっきり実行性のあるようにということで要望しておきます。以上です。

委員長 他に。 伴委員。

伴委員 16ページの財産管理費の25節の積立金なんですが、これ両積立金が減額になっておることになっているんですが、詳しくちょっとそのあたり説明をお願いします。

企画財政課長 16ページの財産管理費のところの積立金の減というところなんですけれども、これにつきましては、本町の場合、基金の繰替運用というのをこれまで行ってきた経緯がございます。そのために、各基金ですね、いわゆる定期の期間を6ヶ月であったり3ヶ月であったり、そういったもので運用してまいったんですけれども、23年度につきましては繰替運用の額が少なくて済んだので、1年定期にさせていただいた分がございまして、この利子については、今年度入ってこないですけれども、当初予算のほうでは増となっておりますので、24年度のほうで1年運用した中で入ってくるような形で今回は減にさせていただいたというところでございます。

伴委員 今の回答から、結局、また余裕ができてきたというふうに解釈しておきます。わかりました。

委員長 他にないようですが、ちょっと1点だけ確認させてください。

第4次補正で学校の耐震化の関係が国のほうで組まれまして、それ前倒ししていくということなんですけれども。ちょっと財源の補助率の関係が、私、ちょっとこの数字を見ていて分からなかったのも、その工事にかかるお金、それから国庫補助で予定しているお金、それと町債として、ここに地方債補正される金額、こういうものを見ていくとね、あとの財源どうなってるのかなというのがありまして、そもそも、この学校耐震化補強工事というのは、国とのかかわりの中で、財源、公費負担率というのか、そういうものがどれくらいになっているのかなということが、ちょっと気になりましたね。これ費用を足しても、斑鳩町が要りますよと出している費用の81.6%、これも中途半端な金額しかないんですけれどもね。81.6%になっているんですよ。ですから、じゃあ残りの費用は町が出すのかなと。で、この地方債については、臨時財政対策債みたいな形で、交付税であとから戻ってくるのかなというのが、頭の中をぐるぐる巡ったらちょっと聞かずにはおられなかったのも、申し訳ないんですが、公費負担率というのか、財源の内訳をちょっと確認だけさせてほしいのと、金額が大きいものですから。

教委総務課長 この耐震化の国庫の補助率でございます。IS値というものがございます。0.3以上のものにつきましては2分の1の補助率でございます。今回補正の中に0.3未満のもの、東小学校の北館西棟がございます。これが、0.3未満でございます。この部分については3分の2の補助がございます。ただ、この補助につきましては、補助の面積、建築単価というのがございます。実際、耐震工事にかかります床面積にその補助の単価をかけて、補助額を出していくという計算になります。そのかけたものに2分の1または3分の2をかけるということになります。その補助単価といいますのは、平米あたり26,200円でございます。これをそれぞれの耐

震工事をします、斑鳩西小学校の本館西棟でしたら、903平米ございます。これに補助率をかける、これの2分の1が入ってくることになっているというものでございます。あと、それぞれ、そういう形で計算いたしまして、総額、学校施設環境改善交付金としまして、5,390万3千円が入ってくるわけでございます。それに事務費が1割上乘せされまして、総額5,444万2千円となります。

あと残りにつきましては、起債というもので対応させていただいております。今申しましたのは耐震工事の部分の補助でございます。今現在行いますのは、耐震工事とそれぞれ屋上の防水工事を行っております。ちょっと説明が漏れましたが、屋上の防水工事につきましては耐震の補助というものがございませんので、その分はもう町単でいくという形になります。今、耐震工事の補助の部分で補助金をもらった以外の部分で起債を充当してまいりたいというふうに考えまして、今、計上させていただいております。その金額が8,940万円でございます。補助の充当が5,444万2千円、それから起債額が8,940万円、残り先ほど申しました屋上防水の部分とその他起債等充当以外の部分が一般財源となります、それが3,245万2千円ということになります。

委員長 そうしましたらね、はい。 面巻企画財政課長。

企画財政
課長 学校校舎の耐震補強にかかります、今回の交付税算入につきましてご説明をさせていただきます。補助、つぎ足し単独とも、充当率は100%となっております。で、交付税算入なんですけれども、補助対象につきましては80%、つぎ足し単独につきましては、交付税措置は70%ということで、基準財政需要額に算入されることとなっております。

委員長 わかりました。いろいろすみません。ちょっと細かいところまで。ちょっと金額大きいことすし、この際ですので確認させていただきました。
 そしたら、委員みなさん、よろしいでしょうか。

(な し)

委員長

それでは、これをもって、質疑を終結いたします。

それでは、お諮りいたします。本案については、当委員会として原案どおり可決することにご異議ございませんか。

(異議なし)

委員長

異議なしと認めます。よって議案第10号につきましては、当委員会として満場一致で可決すべきものと決しました。

続きまして、(2) 議案第11号 平成23年度斑鳩町国民健康保険事業特別会計補正予算(第5号) についてを議題といたします。

理事者の説明を求めます。 寺田国保医療課長。

国保医療
課長

それでは、議案第11号 平成23年度斑鳩町国民健康保険事業特別会計補正予算(第5号) につきましてご説明申しあげます。

まず、議案書を朗読させていただきます。

(議案書朗読)

国保医療
課長

本補正予算の内容につきましては、前回の委員会におきまして、ご説明させていただきました内容と相違はございませんが、補正予算書によりまして、ご説明をさせていただきます。

本補正予算につきましては、保険基盤安定繰入金及び財政安定化支援事業繰入金の確定と、この確定に伴います国庫、県支出金の補正、国保総合システムに係る分担金の追加費用の補正、そして今回の予算補正において歳入が歳出を上回ったことによって生じた財源を歳入欠かん補てん収入に充当する補正となっております。

恐れ入りますけれども、補正予算書の5ページをお開きいただけますでしょうか。はじめに、歳入予算の補正からご説明させていただきます。

第2款 国庫支出金 第1項 国庫負担金では、第1目 療養給付費等負担金で、医療給付費にかかる保険基盤安定繰入金の確定によりまして、

医療給付費分現年分で９０万２千円の減額補正をお願いするものでございます。

次に、第２項 国庫補助金では、第１目 財政調整交付金で、７１万円の増額補正をお願いするものであります。その内訳といたしまして、第１項 国庫負担金と同様の理由により、第１節 医療給付費分普通財政調整交付金で２３万９千円の減額、国保総合システムの稼動時期延伸による国保連合会システム経費分担金の追加費用により、第４節 医療給付費分特別財政調整交付金で９４万９千円の増額補正をお願いするものでございます。

次に、第５款 県支出金では、国庫支出金と同様の理由により、医療給付費分普通財政調整交付金１８万６千円を減額補正するものであります。

６ページにお移りいただきまして、次に、第８款 繰入金 第１項 他会計繰入金では 一般会計繰入金で、繰入の基準となる県支出金等の交付決定によりまして、４７９万９千円の増額補正をお願いするものでございます。その内訳は、第１節 保険基盤安定繰入金で、医療給付費分保険基盤安定繰入金で５３０万７千円の増額、後期高齢者支援金分保険基盤安定繰入金で１３１万５千円の増額、介護納付金分基盤安定繰入金で３６万２千円の増額、保険者支援制度分保険基盤安定繰入金で１４７万５千円の増額、第４節 財政安定化支援事業繰入金では３６６万円の減額補正をお願いするものでございます。

次に、第１０款 諸収入 第２項 雑入では、第７目 歳入欠かん補填収入で、今回の予算補正において歳入が歳出を上回ったことによって生じた財源３４７万２千円を減額補正させていただくものでございます。

次に７ページにお移りいただきまして、歳出予算の補正についてでございます。

はじめに、第１款 総務費 第１項 総務管理費では、第１目の一般管理費で、国保総合システムの稼動時期の延伸による国保連合会システム経費分担金の追加費用として、９４万９千円の増額補正をお願いするものでございます。

次に、第２款 保険給付費では、第１項 療養諸費で、第１目 一般被保険者療養給付費及び第３目 一般被保険者療養費では、国庫・県支出金

の減及び繰入金の増による財源振替をお願いしております。

８ページにお移りいただきまして、第２項 高額療養費では、第１目 一般被保険者高額療養費で、国庫・県支出金の減によりまして財源振替をお願いしております。

続きまして、第３款 後期高齢者支援金等 第１項 後期高齢者支援金等では、第１目 後期高齢者支援金で、繰入金の増によりまして財源振替をお願いしております。

最後に、第６款 介護納付金 第１項 介護納付金では、第１目 介護納付金で、繰入金の増による財源振替をお願いしております。

それでは、１ページにお戻りいただけますでしょうか。

予算総則を朗読させていただきます。

（ 予算書朗読 ）

国保医療課長 以上で、議案第１１号 平成２３年度斑鳩町国民健康保険事業特別会計補正予算（第５号）につきましてのご説明とさせていただきます。

何とぞ、温かいご審議をたまり、原案どおりご可決いただきますようよろしくお願いをいたします。

委員長 ただいま説明が終わりましたので、質疑をお受けいたしてまいります。委員みなさんのほうで何かお尋ねになりたいことはございませんか。

（ な し ）

委員長 ないようですので、これをもって、質疑を終結いたします。

それでは、お諮りいたします。本案については、当委員会として原案どおり可決することにご異議ございませんか。

（ 異議なし ）

委員長 異議なしと認めます。よって議案第１１号については、当委員会として

原案どおり可決することといたしました。

続きまして、（３）議案第１２号 平成２３年度斑鳩町介護保険事業特別会計補正予算（第３号）についてを議題といたします。

理事者の説明を求めます。 植村福祉課長。

福祉課長 それでは、議案第１２号 平成２３年度斑鳩町介護保険事業特別会計補正予算（第３号）につきましてご説明を申し上げます。

まず、議案書を朗読いたします。

（ 議案書朗読 ）

福祉課長 今回の補正の主な内容は、居宅介護サービスに係ります介護給付の増加とこれに伴います国、支払基金、県、町の負担等にかかる補正、また介護保険のシステム改修に係る補正でございます。前回の本委員会におきまして、ご説明させていただきました内容と相違はございませんが、改めて補正予算書にもとづき、ご説明をさせていただきたいと思っております。

それでは、歳入からご説明させていただきたいと思っております。補正予算書の７ページをお開きいただきたいと思います。

まず、第３款 国庫支出金でございます。第１項 国庫支出金、第１目 介護給付費負担金でございますが、歳出におけます介護給付費の増加に伴う国の負担金でありまして、現年度分としまして１，０５３万７千円の増額をお願いするものです。また、次の第２項 国庫補助金、第４目 介護保険事業費補助金では、介護保険に係ります電算システムの改修についての国の補助金でありまして、５８万円の増額をお願いするものでございます。

次に、第４款 支払基金交付金、第１項 支払基金交付金、第１目 介護給付費交付金でございます。介護給付費の増加に伴います第２号被保険者の負担でありまして、１，５８０万６千円の増額をお願いするものでございます。

８ページにお移りいただきたいと思います。第５款 県支出金、第１項 県負担金、第１目 介護給付費負担金でございます。国庫支出金と同様の理由で、現年度分としまして６５８万５千円の増額をお願いするもの

でございます。

次に、第8款 繰入金でございます。第1項 一般会計繰入金、第1目 介護給付費繰入金では、一般会計からの繰入金で、国庫支出金と同様の理由で、現年度分といたしまして658万5千円の増額をお願いするものであります。

また、第4目 その他一般会計繰入金では、事務費繰入金におきまして、介護保険に係る電算システムの改修にかかる経費の分といたしまして、92万円の増額をお願いするものでございます。また次の第2項 基金繰入金でございますが、第1目 介護給付費準備基金繰入金におきまして、歳出の介護給付費から、国、支払基金、県、町の負担金及び基金への積立てを減額した分を差し引いた分といたしまして、基金からの繰入れるものでございまして、978万5千円の増額をお願いするものでございます。

次に9ページでございます。歳出をご説明いたします。

第1款 総務費、第1項 総務管理費、第1目 一般管理費であります。介護保険の電算システム改修の経費といたしまして、150万円の増額をお願いするものです。

次に、第2款 介護給付費、第1項 介護サービス等諸費、第1目 介護サービス等諸費でございますが、居宅介護サービスに係る給付額が予定を上回る見込みでありますことから、5,268万7千円の増額をお願いするものです。

最後に、第3款 基金積立金です。第1項 基金積立金、第1項 介護保険給付費準備金積立金でございますが、基金への積み立てを予定していた額を、増額する介護給付費に充てる必要があるため、338万9千円減額をお願いするものでございます。

それでは、1ページにお戻りいただきたいと思います。

予算総則を朗読いたします。

(予算書朗読)

福祉課長

以上、平成23年度斑鳩町介護保険事業特別会計補正予算（第3号）の説明とさせていただきます。よろしくご審議をたまわり、原案どおりご可

決いただきますようよろしくお願い申し上げます。

委員長 説明が終わりましたので、質疑をお受けしてまいります。

(な し)

委員長 特になかったら、私、ひとつだけ確認をさせていただきたいんですが。第5期計画の策定に向けて、この電算システムの改修をせんといかんのかと思うんですが、補正額として国庫補助が58万、一般会計から残りの92万円を繰り入れて、委託料が150万。一般会計からこれ92万円入れての予算なんですけれども、これはもう完全に町が92万っていうシステム改修について出さんなあかんお金なのか、それともこの分というのは、何か、後ほど、補填があるのか。また国のほうは、システム改修について、どういう条件でシステム改修を言ってきているのか、このへんについて確認だけさせてください。 植村福祉課長。

福祉課長 町の負担ですけれども、歳出から、国の負担金を差し引いた分ございまして、国の負担金の額によりまして町の金額が減る可能性はあると思っております。ただ、現段階で、国のこのシステム改修の内示額の考え方がまだ連絡が来ておりません。それで、県のほうに確認をとりまして、平成20年度に同じように、介護報酬改定の内示額を示したときの考え方に基づきまして、今回58万円という金額を算定させていただきまして、恐らく県もまだ推測でしか言っていないんですけれども、この金額は確定であろうと。あと、その金額に、国の、いつものことかもしれませんが、予算の考え方で、これにプラスαが来るのではないかとということで考えておりますので、少なくとも最低金額で58万円は確実に入ってくるであろうということで、今回の予算を組ませていただいたということでご理解いただきたいと思います。

委員長 ほかのやつでありましたよね。国は予算の範囲内で10分の10というておきながら、ほんまの1割ちょっとしか、予算書のほうには国庫補助出

てないとかね。今回についても、その補助率というのが国がどのように示しているのか、今の課長の説明で、国のほうが姿勢がまだ出ていない、考え方が示されていないということなんで、補正といえども、非常に不安定なものだなと。で、町の一般会計のほうからそういう半分以上も、大きいですよ、3分の2近くを一般会計から放りこまんなあかんと。国変えてくる制度に伴ってね。そういうふうにしていかないといけないということのなかでは、何か理不尽なものを感じながら、いつも私たちは予算なんかを組んでいるのを見ております。ですから、県のほうへも声をあげていただき、こういうときには小さい市町村ほど困るという、この意識をもっていただきましてね、きちっとした、できるだけたくさんの補助を出していただけるような意識を持ちながら、行政にあたっていただきたいということをお願いしておきます。

他によろしいでしょうか。

(な し)

委員長

他にないようですので、これをもって質疑を終結いたします。

それでは、お諮りいたします。本案については、当委員会として原案どおり可決することにご異議ございませんか。

(異議なし)

委員長

異議なしと認めます。よって議案第12号については、当委員会として満場一致で可決すべきものと決しました。

続きまして、(4)議案第13号 平成23年度斑鳩町後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)についてを議題といたします。

理事者の説明を求めます。 寺田国保医療課長。

国保医療
課長

それでは、議案第13号 平成23年度斑鳩町後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)につきましてご説明申しあげます。

まず、議案書を朗読させていただきます。

(議案書朗読)

国保医療
課長

本補正予算の内容につきましては、前回の委員会におきまして、ご説明させていただきました内容と相違はございませんが、補正予算書によりまして、ご説明をさせていただきます。

本補正予算につきましては、保険料収入の増加及び保険基盤安定繰入金確定と、この確定に伴います後期高齢者医療広域連合納付金の補正となっております。

恐れ入りますが、補正予算書の５ページをお開きいただけますでしょうか。

はじめに歳入予算の補正からご説明させていただきます。

第１款 後期高齢者医療保険料 第１項 後期高齢者医療保険料では、保険料収入の増加が見込まれますことから、第１目 特別徴収保険料で６万７千６百円の増額、第２目 普通徴収保険料で、第１節 現年度分で３万９千８百円の減額、第２節 滞納繰越分で１万６千円の増額で、総額で３万８千２百円の増額補正をお願いするものでございます。

次に、第４款 繰入金 第１項 他会計繰入金では、第１目 一般会計繰入金で、歳出におけます後期高齢者医療保険基盤安定負担金の額の確定によりまして、第１節 後期高齢者医療広域連合納付金繰入金で、５万６千８百円の増額補正をお願いするものでございます。

６ページにお移りいただきまして、続きまして、歳出予算の補正についてでございます。

第２款 後期高齢者医療広域連合納付金 第１項 後期高齢者医療広域連合納付金 第１目 後期高齢者医療広域連合納付金で、保険料等負担金として３万８千２百円を、また保険基盤安定負担金で５万６千８百円をそれぞれ増額し、合わせて４万３千９百６千円の増額補正をお願いするものでございます。

それでは、１ページにお戻りいただけますでしょうか。

予算総則を朗読させていただきます。

(予算書朗読)

国保医療課長 以上で、議案第13号 平成23年度斑鳩町後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)につきましてのご説明とさせていただきます。

何とぞ、温かいご審議をたまり、原案どおりご可決いただきますようよろしくお願いをいたします。

委員長 説明が終わりましたので、質疑をお受けしてまいります。

(な し)

委員長 ないようですので、これをもって質疑を終結いたします。

それでは、お諮りいたします。本案については、当委員会として原案どおり可決することにご異議ございませんか。

(異議なし)

委員長 異議なしと認めます。よって議案第13号については、当委員会として満場一致で可決すべきものと決しました。

続きまして、(5) 議案第14号 平成23年度斑鳩町水道事業会計補正予算(第3号)についてを議題といたします。

理事者の説明を求めます。清水上水道課長。

上水道課長 それでは、議案第14号 平成23年度斑鳩町水道事業会計補正予算(第3号)についてご説明いたします。

まず、議案書の朗読をさせていただきます。

(議案書朗読)

上水道課長 今回の補正につきましては前回の委員会で説明したとおりでございます。企業債償還金の額の確定による増額補正をお願いするものでございます。

それでは、内容につきまして補正予算書の実施計画書によりご説明いたします。３ページをお願いします。

資本的支出、１款 資本的支出 ２項 企業債償還金 １目 企業債償還金で２４万４千円の増額をお願いするものであります。

それでは１ページにお戻りください。朗読をもちましてご説明とさせていただきます。

（ 予算書朗読 ）

上水道課 以上、議案第１４号 平成２３年度斑鳩町水道事業会計補正予算（第３号）
長 についてのご説明とさせていただきます。

何卒、原案どおりご可決賜りますよう、よろしくお願いいたします。

委員長 説明が終わりましたので、質疑をお受けいたします。

（ な し ）

委員長 ないようですので、これをもって、質疑を終結いたします。

それでは、お諮りいたします。本案につきましては、当委員会として可決すべきものとして決することにご異議ございませんか。

（ 異議なし ）

委員長 異議なしと認めます。よって議案第１４号については、当委員会として満場一致で可決すべきものと決しました。

ただ今から１０時３０分まで休憩とさせていただきます。

（ 午前１０時１５分 休憩 ）

（ 午前１０時３０分 再開 ）

委員長 それでは、再開いたします。

最初に、お手元にお配りしておりましたレジメに誤りがありましたので、新しいレジメのほうをお配りをしておりますので、よろしくお願いいたします。 小野委員。

小野委員 何にもこんな配らんでもええやん、無駄なことして。訂正だけなりまして言わはったら、そんで済むことやんか。こんなもん何枚かしらんけどやな、わざわざこれ刷れるからいうて、こんなもん無駄遣いやんか。そんな扱いみたいしてほしいと思って、おれ、言うたんちがうと思うで。よう考えたらええねんや。レジメ間違ってたて、委員長から「訂正お願いします」言うたら、それで事足りるねやん。新たに、こんなもん配布する必要あらへんねん。今後気つけてもらわなあかん。

委員長 またその都度、事務局と検討しながら、今のご意見はまた尊重させていただきたいと思います。ただ、今回につきましては、開会中の委員会でもありますし、レジメとしてきちっとした形で残しておこうということで、23年度、年度の違いというのは大きい間違いでしたので、ちょっと新しく作らせていただきました。ご了解いただきたいと思います。 小野委員。

小野委員 だからね、これ入れ替えたら、こうしてミスったということが全然残ってけえへんねん。私はそれを言うねん。こういうこと注意せんないかんやんかて。だから、今ここで訂正してあったら、これが残るんや。私はここへみんなメモしてんねん。だから、今後みんな今後気をつけるということや、特に。こんな打ち換えて、このまま残ってあったら、次、全然気つかないと。そのことを私は言いたい。ね。だから、訂正は簡単にできること。だから、町のほうも言いますよ。今度の何やったかな、あれ。差し替えて全部間違ってたのは、分かっていたんや。それを職員が来て、1枚ずつ差し替えると。町長の提案説明か何かのときにね、差し替えると。そこをちょっと間違っていますということで指示して、みんな議員にそこを訂正したら、それで事済むことやのに、職員が2人か3人立っててね、朝から、初日に。そういうことすんねやったらもう、いつチェックしてわかったんかね。その訂正は、そういう簡単な訂正は、もう口頭で訂正お願いし

ます、それで事足りるのに、このわざわざね、出してくる。ISOの何ぼかしらんけどやね、そんなんそれから考えてもおかしいやん。わずかなことで。そのことで、今後そういうね。そら、以前の議員さんはみんな入れ替えよと強力に言わはった人もいるかもわからへん。私はそれはおかしいと思う。何のために議論して、しているのか。訂正があったことを、これやったら隠すわけなんですよ。そのことを私は言ってるので。まあまあ、今、委員長がそういう判断でされたからと言ってますので。全般的にそういうようなものは、すぐ入れ替えられるからとか、そんな問題じゃないと思いますのでね。

委員長　　今、ご了解はしていただきました。私の判断で、当委員会のレジメについては入れ替えをさせていただきましたが、1 常任委員会の委員長として、ただ今の意見は承りましたものの、議会全般にかかわる問題でもありますので、今後のこういうときにはどうするかということについては、また議長も含め、議会運営委員会のほうでお話し合いをしていただけるように、私のほうからもお願いしておきますので、よろしくお願いいたします。

伴委員。

伴委員　　ちょっと今の小野委員の話ですもんけれども、町長の提案説明のとき、結局、訂正していただいてもどっちでも構いませんよと、というような話を私は承って、私は訂正でいかしていただいたと、こういうふうな形になっておりましたので、私自身に対しては。

小野委員　　そうなんですよ。だから、そのね、私も訂正しています。職員が「差し替えさせてください」ということ言うたけどね。だからその形が、私は、もうちょっと改善してくださいと。だから、「訂正お願いします」だけで事足りるねん。な。それをまた、その提案説明か、そこのやつをみんなはずして、差し替えて、議員に「どうも」ってまた謝っている。そんなことをする必要がないよと言うている。総務部長からの指示やったんかどうかしらんけど、当時、職員と課長とか2人待ってはったやろ。それで、私のときも、「ここです」って、「うん、わかってる、まちごうたるやろう、

前もって読んでいるから」。それで「訂正させてください」て言うて、ついてくるから、「いらん」て言うて。いや「訂正はしてあるから、もういいよ」と。そしたら、差し替えということで、「差し替えまでする必要ないやろう」と課長に言うたはずやな。せやから伴議員もそうしてはんねんから。だから、そんなんはもう差し替えまで、わざわざその書類を、まあ言うたら、一応チェックというか読んでいますからね。まあそのこともあるやん、差し替えられたら、またどうにもならんのでしょうか。これかてそうでしょうか。こうして書いているからね。同じことなんですよ。だから、そういうときは、訂正でお願いしたい。差し替え、差し替えというのはね、安易にしないほうが、私はいいんとちがうのかという提案をしています。

委員長

先ほど、私、締めのもりで申しあげました言葉なんですが、引き続き議長ならびに議会運営委員会で、またきちっと話はしていただきまして、今後の対応策については、また、そういう場でご議論いただきたいというふうにお願いしておきます。

それでは、続きまして、2番目にあげております各課報告事項についてを議題といたします。（1）斑鳩町の財務書類（平成22年度決算）について、理事者の報告を求めます。

面巻企画財政課長。

企画財政
課長

それでは、資料1の平成22年度決算・斑鳩町の財務書類について、説明させていただきます。

本町では、住民の皆さまへの説明責任のさらなる向上と財政運営等への活用を目指しまして、平成20年度決算から新しい財務書類4表の作成に取り組んでいるところでございます。この度、昨年に引き続きまして、平成22年度決算の財務書類を別添のとおりとりまとめたところであります。

今回の財務書類は、新しい財務書類としては、3回目となります。そうしたことから、前年との変更点を踏まえつつ、この財務書類から見た平成22年度決算の特徴を説明させていただきます。

恐れ入りますが、資料の3ページをお開きいただけますでしょうか。※

「Ⅱ（章）基本的事項について」でございます。

この新たな財務書類４表作成に伴う効果につきましては、発生主義・複式簿記の要素を取り入れ、資産・負債などのストック情報や引当金のような見えにくいコストを把握すること、また、資産・債務の適正な管理とその有効活用といった自治体の内部管理の強化を図ることが可能となるということです。

また、一部事務組合や土地開発公社等の町財政に密接に関係する団体の財務書類４表を連結することによって、町全体の財政状況を把握することができます。

さらに、今後、財務書類４表を作成・公表する団体が増えてくると考えられますので、類似団体と同じ形式の財務書類で比較分析できることで、これまで以上に町の特徴や課題を把握できるようになっていくということです。

次に４ページの「２．基本的な作成方針について」をご覧くださいませでしょうか。ここでは、財務書類４表の連結の目的など基本的な事項について説明しています。先ほど申しあげました連結の対象範囲につきましては、次の５ページの図表のとおりとなっております。

左側に会計等の種類、右側に財務書類の対象範囲を図示しておりまして、奈良県後期高齢者医療広域連合につきましては、今回から新たに連結対象に加えたところでございます。

今回の連結対象範囲につきましては、普通会計に、水道事業、公共下水道事業などの公営企業会計、国民健康保険事業、介護保険事業などの特別会計を加え、その他に、斑鳩町土地開発公社、斑鳩町文化振興財団、斑鳩町社会福祉協議会、斑鳩町観光協会、奈良県後期高齢者医療広域連合までとしております。

その他の一部事務組合につきましては、まだその書類を作成しておられないことから、平成２２年度決算以降に順次連結していく予定となっております。

次の、６ページ以降におきましては、財務書類４表の内容説明となっております。４表の内容につきまして、そのポイントを説明いたします。

恐れ入りますが、１４ページをご覧くださいませでしょうか。普通会計貸借対照表でございます。この表の左側の借方ですが、「資産の部」とな

っておりまして、これまで形成してきた土地、建物、道路等の公共資産と、投資及び出資金、基金、歳計現金などの合計で、約４８４億９，９００万円となっております。右側の貸方では、上が「負債の部」となっておりまして、地方債や退職手当引当金などにより、約１２３億９，３００万円となっております。その下の「純資産の部」は、住民サービスを提供するために保有している財産に対応する財源のうち、現在までの世代が負担した部分と資産を時価評価した際の評価差額部分からなっておりまして、先程ご説明申しあげました、「資産の部」から「負債の部」を差し引いた金額となっております。金額は約３６１億６００万円であります。

次に、２２ページをご覧くださいませでしょうか。普通会計行政コスト計算書でございます。上の「経常行政コスト」でございますが、その左端に、①人にかかるコスト、②物にかかるコスト、③移転支出的なコスト、④その他のコスト、とあるように、性質別に行政コストを区分し、かつ、一番上の行に、生活インフラ・国土保全、教育、福祉とありますように目的別に行政コストを区分している表となっております。

性質別で構成比をみますと、物件費が２２．４％と一番高く、次いで人件費が１８．２％と続いております。また目的別で構成比をみますと、福祉費が３３．９％と一番高く、次いで教育費が１５．２％、環境衛生が１３．７％と続いているところでございます。

下の「経常収益」は、各行政目的別の「使用料・手数料」と「分担金・負担金・寄附金」の収益を各行政目的別に行政コストを集計したもので、経常行政コストがどの程度受益者の負担で賄われているかを表す受益者負担を見る表となっており、受益者負担率は全体で４．４％となっているところでございます。

そして、経常行政コストと経常収益の差し引きが、一番下の行の純経常行政コストでございまして、約６８億３，７００万円になっているところでございます。

次に、２６ページをご覧くださいませでしょうか。普通会計純資産変動計算書でございます。これは、普通会計貸借対照表でご説明いたしました純資産の１年間の増減を表した表になっているところでございます。左上の期首純資産残高から、それぞれの増減を反映した金額が、左下の期末純

資産残高となり、この金額が貸借対照表の純資産と一致することになっております。

純資産の主な変動要因としては、先ほどご説明いたしました行政コスト計算書の純経常行政コストによる減、地方税、地方交付税、補助金等の受入による増などがあり、これらの結果、純資産はこの１年間で約１億５，９００万円減少したことになっております。

次に、３０ページをお開きいただけますでしょうか。普通会計資金収支計算書でございます。これは、歳計現金における１年間の収支を表すものですが、３つの収支に区分されております。まず、一番上の「１ 経常的収支の部」では、町の経常的な行政活動に伴う資金収支を表すものでございますが、その収支は、約１５億２，８００万円の黒字となっております。真ん中の「２ 公共資産整備収支の部」では、公共資産の整備に伴います資金収支を表し、その収支は、約２億３，４００万円の赤字となっております。一番下の「３ 投資・財務的収支の部」では、投資活動や地方債の償還に伴う資金収支を表し、その収支は、約１３億１，９００万円の赤字となっております。これらにより、平成２２年度の１年間で、約２，４００万円程度の資金が減少し、年度末の歳計現金残高は約６億７，６００万円となっております。

続きまして、３３ページをご覧くださいませでしょうか。「Ⅳ章 財務書類を活用した分析」のうち、「１．社会資本形成の世代間負担比率」につきまして説明させていただきます。この社会資本形成の世代間負担比率につきましては、現存する社会資本のうち、どの程度が、これまでの世代の負担で賄われたかを表しています。これは、公共資産に対する純資産残高の割合を出すことによって算出されますが、中央の表のとおり、当町の「過去及び現世代負担比率」は、平成２２年度で８２．３％となっており、この値は高ければ高いほど将来世代の負担が少ないと言えるものでございます。全国の自治体の平均的な値としては５０％～９０％と幅がありますが、８２．３％は比較的高いほうではないかと思われます。

また、公共資産に対する地方債残高の割合を出すことによって、現存する社会資本のうち、どれだけを将来世代の税金等で賄うかを示す将来世代負担比率を算出することができます。当町では、表の中にもありますよう

に、平成22年度は23.4%となっており、高ければ高いほど将来世代の負担が大きいと言えるものであります。全国の自治体の平均的な値は、15%～40%とこれも幅がありますが、当町は比較的低い方ではないかと思われます。

続きまして、41ページをご覧くださいませでしょうか。「V章 連結財務書類4表について」でございます。連結対象範囲につきましては、先ほどの説明のとおりでありまして、平成22年度決算分から新たに、奈良県後期高齢者医療広域連合を連結対象団体に追加しています。

次に、43ページをお開きいただけますでしょうか。こちらが、連結貸借対照表であります。この連結した財務書類4表の分析につきましては、次の44ページの表をご覧くださいませでしょうか。連結した金額が、普通会計と比較して何倍になっているかをみております。この表では、中央の資産合計が、普通会計と比較し198億600万円の増、1.4倍であるのに対しまして、下から3行目の負債合計は、100億3,300万円増の1.8倍、純資産合計は97億7,300万円増の1.3倍となっており、負債と純資産の比率が連結することによって負債寄りになっていることが見てとれます。また、これは、普通会計に比べ、連結のほうが、過去及び現世代の負担が少なく、将来世代の負担が高くなっていることが表われてところでございます。

次に、47ページをお開きいただけますでしょうか。行政コスト計算書の普通会計と連結との比較でございます。主な特徴といたしましては、真ん中ぐらいの、「3. 移転支出的なコスト」の「①社会保障給付」が普通会計と比較して、60億2,500万円増の7.3倍と大幅な増となっております。これは、国民健康保険事業特別会計や介護保険事業特別会計などの保険給付が加わったことによるものでございます。下から8行目の経常行政コスト（A）全体としては75億2,700万円増の2.1倍となっております。また、下から2行目の経常収益（B）は、各種保険料や水道事業の事業収益が加わったことによりまして、51億8,100万円増の17.6倍の大幅な増となっております。このことにより、一番下の行にあります、その差引となる純経常行政コストは、23億4,600万円増の1.3倍となっているところでございます。

恐れ入りますが、５０ページをお開きいただけますでしょうか。純資産変動計算書の普通会計と連結との比較でございます。この比較表では、先ほどご説明しました、行政コスト計算書の純経常行政コストが２３億４，６００万円減の１．３倍となっておりますので、その分赤字が増えた状況になっております。ただ、補助金等の受入れによりその赤字額を上回る額の財源調達ができているために、連結においては、期末の純資産残高は、期首と比較し１億３，１００万円の増となっております。

最後に、５２ページをお開きいただけますでしょうか。資金収支計算書の普通会計と連結との比較でございます。この比較表では、３つの区分による収支額につきまして、普通会計と比較しておりますが、その特徴といたしましては、下から４行目の翌年度繰上充用金増減額として７，１００万円がマイナス計上されております。これは、国民健康保険事業特別会計及び老人保健特別会計において、形式収支が赤字のため、その翌年度繰上充用金の前年度からの増減額を計上しているものでございます。期首資金残高、期末資金残高とも、連単倍率が、４．２倍、４．８倍と高くなっておりますが、これは、普通会計の資金では計上されていなかった財政調整基金及び減債基金が連結の資金には含まれていることによるためです。

金額につきましては、期末資金残高では、連結における増加額２５億５，３００万円のうち、２１億３，０００万円がその基金となっておりますので、その大部分を占める状況になっております。連結の全体では、経常的収支額の黒字分により、下から３行目の資金増減額にありますように、２億６，１００万円の増となっております。

以上をもちまして、斑鳩町の財務書類４表に関する説明を終わらせていただきます。詳細な分析につきましては、資料の本文に記載しておりますので、また後ほどお読みいただければと考えております。

委員長

それでは報告が終わりましたので、何かお尋ねになりたいことやご意見がございましたらお受けいたしますが、いかがでしょうか。

ございませんか。

(な し)

委員長 きょう提出いただいた資料ということもございますので、また委員皆様には熟読していただきましたら、ありがたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

それでは、一つ目について質疑を終結いたします。

その他に何か報告をしておくことがありましたらお受けいたします。

乾住民生活部長。

住民生活 平成24年度の鳩水園の運転管理委託業務につきまして、ご報告をさせていただきます。この委託業務にかかります業者選定の指名競争入札を3月15日、きのう予定しておりましたけども、指名しておりました5社の全てから入札の前日までに辞退の申し出がございましたことから、入札を取りやめております。このことから、この業務にかかります業者選定につきましては、再入札を考えております。再入札の場合は、設計変更が必要ということから、設計変更をいたしまして、できるだけ早い時期に再入札に付してまいりたいというふうに考えております。なお、平成24年4月以降の鳩水園の運転管理につきましては、業者が決定するまでの間につきましては、何よりも、し尿の未処理水を河川に流すということはいけませんので、これは流さないということは大前提でございますので、本年度委託しております株式会社ウォーターエージェンシーと随意契約をしてまいりたいとこのように考えておりますので、よろしく願いいたします。以上でございます。

委員長 報告が終わりましたので、質疑をお受けいたします。 小野委員。

小野委員 全社辞退、その指名していた中で、今年度の業者もいてたと思うんですが、その点とかね、それから今年度から予定価格を事前公表ということでされてると思うんですがね。そのもう公表してある、だからこの場所でも言えると思うんですがね。それと今まで落札していたところと、その関係ですね、ちょっと教えてくれませんか。

住民生活 本年度契約しております会社につきましては、今のこの5社の中に入っ
部長 ておりまして、指名させていただいているという状況でございます。予定
価格、当然公表しておりますが、その業者も辞退ということでございます。

小野委員 だから今年度請けてた業者がね、その予定価格をいくらにしてたん、設
定してたん。

住民生活 これにつきましては公表しております。1, 974万円の予定価格とい
部長 うことで公表をさせていただいております。

小野委員 その運転業務にね、何かね、特別に経費がかかるような業務、設計して
あったん。昨年度より、確か、資料持ってきてないけどね、その金額より
上回っているやろ、違うん、これ。これは昨年度契約したんと金額どうや
の、どっちが上下してあんの。

住民生活 平成23年度におきましては、この会社と契約しておりますけども、1,
部長 995万円で、これはまあ指名競争入札をさせていただいて契約をしてお
ります。今回の予定価格につきましては、それよりも下回っているという
ことでございます。

委員長 他に、委員さんのほうで何かございませんか。

そしたら私ちょっと聞かせていただきたいんですが。昨年とたいして金
額が変わらないというような状態の中で、21万円ほどですか、昨年と今
年とね、予定価格。で、5社が5社とも辞退してくるっていうのがね、何
か不自然な感じがして仕方がないんですよ。で、今現在仕事してはると
ころまで、すべて辞退してくるというのはね、何か私にしてはちょっと不
思議やなということで、なぜ5社が辞退してきたのか、その辞退の理由と
いうのは、町は何やというふうにお考えになっておられますか。

住民生活 この運転管理業務につきまして、その必要な人員ですね、この業務にか
部長 かる必要な人員が確保できないということと、それからこの予定価格に合

わないといえますか、この価格ではできないという理由であるというふうに思っております。

委員長

で、そういう理由で事前に断ってきた、辞退したと。せやけど今後入札準備していく中で、準備できれば入札をするけれども、そこまでは4月以降も現在契約をしているウォーターエージェンシーさんのほうに随意契約をお願いをする。そしたら月割りにしたら、随契では、例えば、そんなん月の途中とかでしたらややこしいですよやろうけども、1ヶ月単位で言えば、随契になった場合、どんな契約になりますか。ちょっと私、想像つかへんで教えていただきたいと思いますが。

住民生活
部長

今回5社が辞退ということで、入札が取りやめたという形でございます。ですので、この今の予定価格、1,974万でございますけれども、これの月割りという形で、今のウォーターエージェンシーと、これから協議をさせていただきたいと、月数につきましてはこれから、準備ができるまでの間ということでございますので、それと請けていただけるかということもございます、それも含めてこれから協議していきたいと考えております。

小野委員

そんなんおかしいやん。入札に来えへんからそれ随意契約する、それやったら仕事しますとか。それと、その辞退の理由が、その人員が確保できひんと言っているんやったら、その業者、随意契約もでけへん。同じ業者がするからおかしくなってくるんやしね、なんとかそれは、そんなもんね、だからね、19年に入札に切り替えた当時も、その後の20何年ですか、この前、議論したけど。そんな、でまかせなことを言うてね、何をしているんだということやね、その業務のね。だから、しっかりとね、同じことを今されているんですよ。その2年目の時にその業者と随意契約を3ヶ月だけ先に組んで入札をしなかったと。そんなんもう歴然と、子どもでもわかるやんか、商いということに対しては。そんなものおかしいで、それは。だからね、再入札、ね、私はね、入札はね、あの業務については入札は、馴染まないと思っているんです、もともとから。だから、ただね、その請けている業者に対していろんな疑問があるからね、追及していたんですよ。

そのとこをきれいに直さなくて、これやったら嫌がらせされているようなものやと、そのことで。金額的なことはそれでやれるんやから、その請けている業者とか、その実際にやっている人間とかに疑問、疑惑があるから、それらを追求していたんですよ。そしたら、案の定ですよんか。そんな想定内ですよ。この5社、元々からグルなんですよ。それで、ただ格好だけつけた入札に応じただけです。だから先日言うたように、まったく23年度と24年度コピーみたいな感じやったね。辞退したの2社。そのことの解決のために私は追及してたんです。そしたら、いきなり15日入札ということになった、その前日に5社揃って辞退します。そしたらこちらとしたり、同じ業者に随意契約することは私はなんら問題ない、金額的に。そんな必要ない。その業者に対して他の意味の疑問点、疑惑がありますから、それらを町としては是正しなさいということ saying ますのでね、その点だけしっかりしてもらわな、私は他の問題、提起しますからね。

委員長 答弁は。

小野委員 いらん。

委員長 よろしいですか。 伴委員。

伴委員 ちょっと僕教えてほしいんですけどね。予定価格が出されると、これは予定価格っていうの、ちょっとよくわからないので教えてほしいんです。その価格より上の金額で入札ということはできないわけですか。

委員長 池田副町長。

副町長 予定価格を公表しますと、それ以上の金額では入札はできません。

委員長 小野委員。

小野委員 今回から予定価格公表されて、それで今までの結果から言えば、これは

税込みやね、1,995万円やと。10何万積算から減額できる要素、それはなんでしたん。おんなじ運転業務やから、その今までの予定価格は1,995万円やったんですよ。だからそれについて100%落としているから、おかしいやんかということで、私は追及しかけたんですがね。今までの予定価格だったら21万、今委員長が言うようにね、21万の予定価格であって、こちらから提示したのが。そしたら、今まで落札していたものを、これではできないと、同じように辞退してると、これなんですよ。それで、21万下がったんやったらできません。今ね、下水なんかでも最低価格よりもまだどう言うんですか、低入札価格よりもまだその下の執行する金額の、この前の岡本なんか、それに、まあ言うたら無効のとこの、何千万、何億かの、何千万なかったのかな。ちょっとした計算の考え方でね、失効された業者もおるんですよ。そういうところでね、公共事業なんかはやっているんです。ここなんかは、1900何ぼの21万、これが、こちらとしては、やっぱり頑張ってくれという意味も兼ねて積算したんやと思いますけどね。そのことで辞退するという業者に、また同じようにせんなんと、これはなんですよ。それと、今回、今まで予定価格としては1,995万円やったがね、なぜ1,970万になったのか、その事業がそれだけはかかってなかったんと。見方によれば上乘せしたんかと、そういう変な追及もされますよ。その点どうなんですかね。担当としてはどうですか。

住民生活 今回の入札の積算につきましては、この労務単価の積算をしておるわけ
部長 ですけども、この労務単価につきましては、この、県の設計単価でありますとか、建設物価等の、同等のラインとして積算をしております。この建設物価のほう若干それぞれ下がっておりますので、当然、それに基づいて町の方も積算しておりますので、今回の設計についても前年より落ちておるということでございます。

小野委員 そしたらね、自治法でね、その予定価格に達していない場合ね、今達していない場合やないですよ。これは皆辞退したんですよ。辞退ということで。そしたら設計変更して再入札、業者を入れ替えて再入札、そういう形にもなってくると思うんですけれどもね。どういう設計変更が見込まれ

ているんですか。

住民生活 これにつきましては、まだきのうのきょうでございますので、それから
部長 精査していきたいと考えております。

小野委員 それは期間がね、かかることやと思いますけどもね。もうそれはね、や
っぱり入札に、何かものすごい、こうどろどろしたものがね。汚泥処理や
からどうのこうのではないと思うけどね。そういうものがありますから、
きちっと、行政側もしっかりしたそれを持って対応してください。でない
と、大きな問題になるかもわかりませんので、そのことだけ申しあげてお
きます。

委員長 私も最初にね、なんか5社ともがあれやと、前日までに辞退してきたと
いうのはどうもなんか変に不自然な感じがして、仕方がなかったんですね。
今いろんな議論がある中で、議会で、小野委員おっしゃったように、議会
でいろいろこの件についていろんな質問が出てたというのは、小野委員が
おっしゃられたことなんですよ。その業者さんに対してちょっといろ
いろ思うところがあって質問をさせていただいたと。けれどもね、それは
あくまで議会の中で、町がきちとした姿勢で仕事してもらおうと思って、
議会の中でそういう話をただけであって、別に私ら外出て、誰かに人に
言ったわけでもないのに、町の職員さんがわざわざ業者さんにそういう話
をしたのかどうか知りませんが、なんか、いかにも議会の中でこういう
話がされていることが外に漏れて、そして、なんか業者さんらが皆辞退し
てきたみたいな、そんな感じに私は受け取れるんですよ。なんかそんな
感じがして仕方がなかったんでね。すごい不自然な感じがして、誰が何を
言ってるんやろなと。なんで業者さん皆こんなことになったんやろなとか、
ちょっとそういう、私自身も、なんでそうなったかということがわからな
いという状況に陥っています。ですから、次、入札をされるのであれば、
また入札という形をしていただければいいかとは思いますが、この業務は
止めることはできませんので、もちろんこの業務、まだ4月以降もやって
いただかんといけませんけれども、透明性のある業務運営、委託、こうい

うことを町に努めていっていただきたいということを、私らは純粋に思っ
て、そういう意味での、いろいろな質問や発言をさせていただいていると
いうことを、行政側もご理解いただきまして進めていっていただきたいと
思いますので、重ねてお願いを申しあげておきたいというふうに思います。

飯高委員。

飯高委員 今、いろいろお話聞かせていただきまして、5社全てがやっぱり辞退と
いうこと、町としてはいろいろ考えておられる点はあると思うんです。今
までに5社全てというのは恐らくなかつと思うんです、過去において1社
でも2社でも、そういった辞退されたという経緯があるんですか。

総務部長 23年度においては、入札者全員が辞退というケースはありませんでし
た。で、全国的に見ても、ケースはあるところはあるんですけども、斑鳩町
の場合はなかったということでございます。

飯高委員 過去において、これ今、今回5社、全社が辞退と。過去において1社、
例えば5社の中で1社が辞退とか、そういうことがあったんかどうかとい
うことは。

総務部長 入札業者の1社辞退とか、そういったケースはあります。過去にもあり
ます。

飯高委員 今回また再入札ということで、当分の間は随契ということで報告されて
ます。これ専門性をやはり有する業者ということで、ある程度の特定な業
者になってくるとは思うんですけども、やはり環境のことですから、きつ
ちりした、やっぱりその運営をしていくといううえにおいて、そういった
業者を選定していただきたいし、早期にそういった業者を、きのうきょう
ですからね、なかなか考えも定まっておらないと思うんですけども、やは
り環境のことですんでね、その辺きっちり定めていただいて、やっ
ていただくよう要望しておきます。以上です。

委員長

嶋田議長。

議 長

単純に考えて教えていただきたいんですけども。再入札までは随契です
ると、それは理解できるんです。ただし、その随契の相手ね、辞退しはっ
た人をなんで相手するんですか。

住民生活
部長

今、業者が決まらないということになったわけですけども、当然4月以
降、やはりどこかの業者にこの運転管理をやっていただくということにな
るわけですけども、すぐにやはり受けていただけたところはないのではな
いかと思っておりますので、今年、運転管理を委託しておりますウォータ
ーエージェンシーに受けていただくと。これと安定的に当然未処理水を流
すということは、これはいけませんので、やはりこの業者でしたら安定的
にやっていただけるというふうに考えておりますので、協議していきたい
と考えております。

議 長

協議されるのはいいんですけどもね。辞退してはるところ、協議しても
結局、平行線じゃないんですか。それよりも他に業者をもう急遽探してい
くとか、また、近隣のそういう施設を持つてはるところにもお願いして、
もちろんお金も払ってですよ、再入札までは処理していただくとか、そう
いう方法も考えられるんじゃないかなと、素人の考えで思うんです。

委員長

池田副町長。

副町長

まず、今されました近隣の処理施設の処理でございますけども、今現在、
三郷町、平群町は処理はないですので、近隣はどこでも取ってもらってお
られませんか。やはり、そういう業者さんと契約して九州のほうへ運んでお
られます。それがすぐできるかとなったら、そういうすぐ、簡単に物売
るようにはできないようになっております。特殊なし尿の処理となっており
ますんで。それと今、先ほど部長からも申しあげておりますように、万が
一、この鳩水園、し尿処理施設ですので、万が一、河川、大和川に最終処
分してないものが、万が一、なんかのトラブルで流れた場合については、

これは社会的な大問題になってまいります。町といたしましては、それを大前提に考えております。絶対そういうことがないように、とするならば、今やっていただいております業者さんに次の業者と契約できるまでは、数ヶ月になると思いますが、数ヶ月の間はお願いして、安定的に運転していただくと。それが万が一の事故を防げる、一番考えられる中ではベターだと考えております。で、今議長申しあげました、そしたら、今、指名した以外で、例えばしなさいよといわれた時に、例えば今からAという業者に頼んでいって、こうこうでこれですよと、そなん3月ぐらいやったらなんで随契せないかんのやと、1年間随契してくれということにもなってきますんで、それもまた問題となりますんで、業者選ぶとき。こういう、なってますんで、やはり新たにきっちりとして指名して、次の入札で業者が決まるまでは、そういうシステムでやっていくのがやはり一番いいと考えております。

小野委員 そのね、素朴な質問じゃないんですよ。だからね、19年当時に入札取り入れた、その時にも当時の乾課長言っているでしょ。その業者が撤退されたから選定するために入札と言うたと。そして、その業者の中で順調にやったと、2千万そこそこだね。今はちょっと下がっているけどね。それで、その次になぜ随契でやったんやということだね、しかも撤退した業者、その撤退した業者の従業員が丸っぽそこでやっておるんですよ、実態としては。そのことを言ってるんですよ。なぜその時に撤退したというような表現をしたんですか。その業者がああ業務することに対しては、その運転業務に対してはなんら問題はないんですよ。今までの関連の会社ですし、プラント設立したところのその会社です。ただ、その経営者に問題があるということで、私は追及していたんですよ、19年に。それでね、もうちょっとね、わからんようにやってくれたらええねんけど、堂々とね、ぼんと出してくるからね、私は怒っておるんですよ。それで、それらの業者の全体のそれというのわかりますよ。今、副町長言うように、後の処置の仕方についても急に換えられない、そなん皆、百も承知ですもん。ただ、それが他の意味で問題あるでしょということを言うているんですよ。そしたら、今やったらそのことを別に、これ困るやろと言っているのと一

緒やからね。せえへんかったら困るやろと言っているのと一緒やからね、言うているんですよ。何も、これ21万で、その今までやっていたところも辞退しよってんやったらね、21万ぐらいやったら出したらよろしいですやんか。だけど、その仕事をするのがその名前だけで実態というのを、これ監査委員も皆調べとるんやで、このことを言うているわけですよ。だからそれをどうしたらええねんということですよ。そこまで言わさなあかんのやったらね、何もね、なんでこんなことでやってんねやったらということですよ。そのことを十分、町側はね、はっきりしといてもらったほうが、私はいいと思います。そら、そういう業務やねんから、何も事前公表して、私は1,995万ということで、そこから引っかかって言ってますけどもね。100%してんねから、入札で事前公表する時の経緯ということで、今までこうやろと。一般建設のほうはそれ事前公表した、そういうことを踏まえて今100%のやつって捕まえているけども、その奥を捕まえて私は言うているんですよ。同じようなこと、これされてね、何でまたそれで、その業者にしてもらうためにね、せんなんのかと。ただ残念ながらそういう特殊な仕事ということは、私は認識してますからね。その中味を改善しなさい。だから19年時もいろいろ追及した時に、もうすぐに情報が入ってきたんですよ。どこどこと交換して業者がどうするとか。堂々としているからね、私は言うんですよ。もう少しね、でないと私は他の分野でも影響を与えるのと違いますか、今そして、町は追随していかなしょうがないという、その状態はわかりますよ。その追随してくのが、もっとおかしなものに、ドロドロとしたものになるんじゃないかなということで、早く切りなさいということを言うているんですよ。そういう行為を。しっかり認識してもらわな困ると思うんです。まあ、それらを言うておきます。それしかしやあない。答弁はいりません。

委員長

伴委員。

伴委員

えらいこれ5社で、全部辞退しはって、えらいことになりましたな。今、私、報告を受けて、これ正直言ってね、今、私感じているのは、今年度、4月からやられる、可燃物の処理ですね、でも同じことが起こったら、こ

	れどうされるわけですか。非常に私、心配しています。これ同じようなことになったら、これ、どうもこうもならんへんようになるのと違いますか。ちょっとそのあたり、お答え願います。
環境対策 課長	先般、入札をいたしました可燃ごみの処理の契約の中には、万が一、その業者が何らかの事情で処理ができなくなった場合、常にバックアップ施設が登録をされておりますので、次にはその業者のほうに処理をしていただくということになっております。
伴委員	バックアップ、これは業者ですか、結局そこやられなければ次の業者というのも選定されているという契約、たぶん、今の回答ではそういうように思うんですが、その業者は絶対にその時になって辞退されるというようなことはあり得ないと考えていいわけですか。そのあたりちょっとお願いします。
環境対策 課長	現に契約をしております業者から、バックアップ施設にはここを指定するということで届け出がされてますので、辞退はされないというふうに考えております。
伴委員	ちょっと私もそのあたり非常に心配になってきましたので、ちょっと、また勉強させていただきます。以上です。
委員長	小野委員。
小野委員	あのね、鳩水園のプラント建設ですか、設備をやった時は、これ随意契約でやっていたと思うんですよ。特殊な、名前と言うていったら、浅野なんとかいう、今の設備全部やっているところ。そやからね、あの建設やっていたとこ、私は聞いとんのはね、その関連会社のこの運転部門、を請けている会社、それで今までずっと随意契約やってたと。だけど、ある時からやっぱりその業者が請け負いたらいかんというようになってきていると思うんですよ。いろんな意味でね。そのことによって19年に入札し

てその業者は外しているんやと思いますよ、名前は。でも、実際はそうやということです。だから元々の建設した時のああいう施設をこちらで選んで建設した、その親会社っていうんですかね、この施設の建設した会社、そこへもう一度言わはったらどうですか。そういう業界を紹介してくれと。プラント製作のときのところへ、困っているんやと。だからその運転業務だけやっている業者でしょ、今5社。そしたら、そこはまた違う意味でね、こちらが困っているんですよ。だから、そこへ相談をするということも、ひとつの方法だと思いますので。ちょっと今伴委員のね、そのプラントのことあったからね。またそういうこともいろいろ入れて、今の5社は絶対にね、随意契約もせんでもええようなことにせないかんと思うんですよ。

委員長

小城町長。

町 長

とりあえず辞退ということでございますから、早急に皆さん方からご意見をいただいた中で、今、小野委員もおっしゃるように、この工事をされた、浅野工事ですね、浅野環境サービスですか、そういう名前に変わってましますけども。そこと相談してですね、1日も早くそういうことができるようにですね、していきたいと思っております。何もあえてこの随契をということで言うておりますけども、きょうもう3月16日ですから、今から当然これ先方へ言うてもですね、そういう努力は1日も早く他の業者にしていくことを、我々としては考えていきたい、そういうことで、ひとつご了解をお願いしたいと思います。

委員長

嶋田議長。

議 長

そしたら最後に。こんなんはつきり言うたらね、「糞尿ばら撒くぞ、お前らわしらの言うこと聞け」と言われているのと同じことだと僕自身は感じています。なんか三郷、平群は施設を持っていないから、送りだしていると。そしたらもう斑鳩もね、施設を廃止して、そういうふうなことをやるようなことも、以前はやってはったのかなあ、考えていくべきであろうと、ツーウェイでね。そこらへんもちょっと調査研究していただきたいと

思います。それと、先ほど伴委員さんがおっしゃてたバックアップできるけども、入札自身に来られなかったら、バックアップも何もありませんが、それを心配してはと思うんです。そこらへん安易に考えていただいてはちょっとしんどい話かなと思います。

委員長 小城町長。

町 長 いずれにしましてもこの関係等については、その廃止をするということよりも、結局、今、三郷でも平群も、結局トン当たりなんぼということで、三郷町は御所のところに出ています。あるいは平群町は、あるいは安堵町は海洋投棄等はできませんから、どこかの業者と委託をされると思います。いずれにしたかて、その金というのは多額の金額ですから、やっぱり私のほうは昭和52年から、こういうこと。なぜかと言いますと、こういう施設はなかなかできえないんです、まあ言うたら。その中で52年に4億8千万という費用でさせていただいて、30何年という関係でですね、今なおメンテもしながらやっています。いずれにしても、今、嶋田議長おっしゃるように、そういうことも当然のことであろうと思います。できるだけ早く、そういう他の業者をですね、探して、できるだけそれを大和川とか放流がない、そういう危険ということのない、やっぱりそういう業者をね、やっぱり先に選定をしていくということで努力をしていきたいと思っています。いずれにいたしましても、皆様方にご迷惑をかけない、そしてまた町民のためにご迷惑をかけない、そういう点については配慮をしながら、できるだけ早く業者を替えていきたいという気持ちでおりますから、そういう点については皆さん方のご支援・ご協力をお願いしたいと思います。

委員長 よろしいでしょうか。

(な し)

委員長 それでは、これをもって質疑を終結いたします。以上で各課報告事項については終わらせていただきます。

次に、３番目にあげておりますその他についてを議題といたします。何か委員皆様のほうで質疑やご意見などがございましたらお受けいたしますが、いかがでしょうか。 飯高委員。

飯高委員 火葬場設置に伴う自治会別の補償額ということで、また時系列的にその補償事業ということで書類をいただきまして、ありがとうございます。

これを見ますと、平成２４年度までの合計、１０億１千万というすごく多額な補償額になっているんですけども。契約によってこういう形になっているのかなとは思いますが、まずこういった将来において補償の契約をされて、将来において今日までの契約をされた場合のその補償金額の試算ですか、そういうのは当時はされていたんですか、ちょっとその点について伺いしたいと思います。

委員長 小城町長。

町 長 これはもう契約ですから、やっぱり受けていただくというのか、やっぱりそこにご理解いただかなかつたら。火葬場にしても、し尿処理場にしても、あるいは焼却場にしても、すべてそういう点にからんでいますから、なんぼでやりましょうとか、なんぼ補償しますとか、それは焼却場でも、我々１０年撤去を含んで再交渉ということで、３回行かせてもらいました。まず必ずおっしゃるのは「移転してくれ」と、「もうここからはやめてくれ」ということから始まります。それから、なんとかひとつ協力するんだつたら、中にはもう「現金で金をくれ」ということもございます。それは一切できません。それは当然のことですから。やっぱり補助もいろいろな関係等について、今まで。ただ、その関係等については、やっぱりいろいろと条件が、一応１０年の間にこういうものを提案をするという中でございますけれども、やっぱり用地を取得できない、あるいはそういう関係等についてはまた新たな形で、それに準ずる代わりができてきますから、おそらく火葬場でも１０億というのは、非常にやっぱりこれは。このときでも火葬場はできえないというところでですね、私らは、やっぱりここにいきいきの里をつくるから、ひとつお願いしてほしいと、しかしそれもあれ

やということで断ったらですね、もう地元がいらんて言うなら断りますよと。そしたら、またやってほしいということでございますから、私はやっぱりそういう点については、交渉というのは非常に難しい問題で、期限があるもんやないし、もうおそらく昭和52年の鳩水園の関係についても、本当に神南、あるいは稲葉の関係等については、もうおそらく管理職も、町長はじめ、助役等皆さん方大変苦勞されたと思います。けんか腰で、おそらく、あこでなったと思いますから、そういうことを考えますと、やっぱりそういうことを言ってこられて、やっぱりその予算の関係がありますから、毎年、1月、12月ぐらいに話し合いをさせていただきますけども、その点については、なかなかやっぱり、向こうは向こうとして、そういう点については、やってほしいということでございますから。なかなか、そういう点についてはここで打ち切りますよと。ただ私はやっぱり焼却場自体に結局もう煙突を廃止するということに、この平成24年度にさせていただいたということについては一定の目処がつけました。ただやっぱり鳩水園と火葬場の関係等については、やっぱりまだ補償というのは残っておるということで、稲葉車瀬とか一応は終わっておりますけども、あと神南の関係等については残っておると思っております。いずれにいたしましても、こういう点については、できるだけ町としても財政的な問題もございませうけれども、やっぱりそういう点については、やっぱり言ってこられたやつを時限をきるというのか、時間をかけてですね、むこうの用地の関係は自分とこでだいたい話をさせていただかんとどうにもなりませんから、そこの点についてはやっぱり話をしていかなかったら、即刻、もう鳩水園を明日からやめてくれと言われたらこれまでですから。停止をするといわれたらそれまでですから。もう焼却場でも、結局あこへバリカーはって、高安の方が来られたこともございます。何回かは経験をしています。そういうことを踏まえて、やっぱりこれから話し合いというんですか、それを守っていかざるを得ないと思っております。

飯高委員　町としてもどうしても施設をつくらないといけないということで、苦慮された経緯があると思うんです。しかしながらやはり、補償に関しては、こういう額を見ますと将来においてどれだけ補償額があるのかどうかとい

う推計に対して、やっぱり試算をしながら、また残念ながら限度額がないということに対して、本当にこう将来逆に、そういった形の大きくなっていくということに対して、不安を覚えるわけなんですけども。今後、やっぱり補償のあり方については、補償の内容もそうですけども、こういった補償に対しての適正化をどうしていくのかという制度も踏まえてね、やっぱり考えていかないと、やっぱり財政厳しい状況にあって、その中で補償は一定である、下げられないということに対して、やっぱり将来に行政に対して不安を抱きますので、そういった補償に対する適正化ですか、そういった内容のことについて考えるべきであると思うんですけども、いかがでしょうか。

委員長

池田副町長。

副町長

今、質問者がおっしゃいましたように、確かにずっと補償が青天井的にいく可能性と、ご心配されておると思います。ただ今現在、先ほど町長も申しあげましたように、例えば東里、三井、関連する自治会に、今のことをどう提案していくかというような問題になっております。今現在、町は、例えば要望が上がってきた段階におきまして、やはり例えば100あがってきたら、ちょっと今年度の予算の都合で、ここまでは今年度しますけども、後の部分には、あと2カ年計画でやってほしいとか、こういうお願いはさせていただいておるわけなんです。やはり、町も、その年度年度で予算ございますんで、やはり財調まで取り崩して、補償もできませんので、やはり歳入の範囲内で全体の予算を組みたいと考えているということ、地元にご説明させていただいておるんです。そうした中で、そうしたら、例えば東里自治会では、ここまですよというのは、なかなか今の、今日までの経緯がございますんで。で、建設当時の都市施設になる時の、都市計画決定のときの認可の同意判の、押されたときの経緯がございます。それも担当委員会でも協議されたと思うんですけども、そこらもあります。同じことは鳩水園でも言えると思います。あの時も、相当、神南、稲葉で、反対運動も起きた中での、最終的に、いろいろ、当時の町長または助役さんとか、また地元の議員さん等々がお話しされて、された部分であります。

ただ、今、町としても、確かにその膨らんでいくという懸念をいたしておりますんで、それらを十分心にとめながらこの事業はやっていきたいと考えております。ただ、今申しあげましたように、そしたら全体でここまでは先、約束せえやと、いつまでと、それは今この場でさせていただきますというのはちょっとご容赦願いたいと思うんです。

飯高委員 副町長、言われることはよくわかります。最善の努力をしていただいて、そのへんの交渉の段階で抑えてやっていただいているということはよくわかります。しかしながらやっぱり、ひとつは、ひとつの一定の基準というのがやっぱり必要になってくると思うんです。いろいろ事業をするにあたりまして、やっぱり基準に基づいて、それについて判定をおこなったり、また基準の上になるかもわからないときもありますけども、やっぱりそれは交渉の中においてやっていくということが一定必要になってくるかなと思います。それでひとつのそのやはり基準を設けるということに対して、過日ですね、地域交流館、これにつきまして委員会でいろいろと議論されたわけですけども、きょうですね、ちょっと改めて平成22年度12月16日の委員会です、いろいろとその地域交流館について言われていて、私もやはり地域交流館を建設するということに対しては、皆さんやっぱり前向きでしていかなければならないということでは言われてます。しかしながら地域だけの交流館であってはいけないということではね、懸念されている部分があるんです。委員さんから、いろいろと指摘はあったんですけども、やはり私もやはりその辺が1つの基準に基づいたものになっているのかどうか、委員さんから、この委員会議事録読んでみますと、そういった基準もやっぱり今後必要やろうと。というのは、ひとつの交流館ではないんです。今回4つの中のひとつということで示されてい。例えばそれが今後他の地域交流館に対して、1つが1つの基準になってきます。今回で示されたこの交流館の基準が、あとの3つの交流館に反映していった場合に、地域では、あそこがこういう形でできているのに、うち、何ででけへんのと、そういうことになってしもうたらいかん。その基準はどこにあったのかという、問われた時に、行政は「いや、そこの地域で決まったから」。これこそ今の補償の基準がないということに対しての不安がよぎるわけで

す。だからこの辺のことをきっちり踏まえながら基準を定め、また、地域の方とお話をして、要望が聞き入れられてするのはいいんで。ただ、基準に基づいて判定をしていく、その中においてやっぱりきっちりとしたものができてくるんじゃないかなと思います。

今回の地域交流館にあっては、そういった基準を設けて、今後示していただききたいなと思います。しかしながら、やはり地域に開かれた地域交流館であっていただきたいというのが、各委員さんの思いであるとともに、やっぱりその財政面、血税でありますから、皆さんがやっぱり斑鳩町全体の1つの地域交流館という意味合いのもとをね、やっぱり踏まえていただきながら、建設、または計画をお願いしたいと、これは要望しておきますので、よろしくお願いいたします。以上です。

委員長

ちょっと私もね、この資料が出てきて、ちょっとびっくりしたんですね。この10億ってすごいなって思って。確か、焼却場のほうですね、今さっきから町長何度もおっしゃっているように。30年間焼却場ありまして、その30年間の間に補償としてされた工事っていうのを去年あたりに私尋ねたことがありました。まだ24年度の、まだ新年度のほうにも予算が残ってきますけれども、予算計上されておられましたけれども、最終的に焼却場30年間でいくらの補償工事をやったのか、そして、今ここに出ています、火葬場というのは何年から稼動して何年間の間に、この10億超える数字になっているのか、ここについて改めて確認をさせてください。

栗本環境対策課長。

環境対策
課長

まず2点目の火葬場の補償の期間でありますけれども、火葬場につきましては平成9年の3月に稼動をしております。補償につきましては、その前年度、平成8年度から補償事業を実施をしてるところであります。もう1点の衛生処理場の補償の額であります。現在、手持ちでっております資料、平成22年度までの決算額で、15億4千万円でございます。24年度予算で、7,200万円の予算計上をしております。23年度につきましては、申し訳ございません、もうしばらくお待ちください。

23年度で8,870万円の予算計上をしております。

申し訳ございません。衛生処理場30年間で合わせて16億6千万円になります。

委員長

今ざっと言っていただきましてですね、30年間、しかも当初からいろいろな問題もありながら、16億6千万という補償を30年間でされてきたということなんです。火葬場につきましては、まだ年数もそんなに経っていないけれども、もう建設を始める前から補償し、すでにもう10億円を超えるという状況になっている中で、この間、財政がだんだん厳しくなっていて、職員さんの給料も、私達の議員報酬なども、いろんなものを下げてきている中で、焼却場は30年間でこんだけの金額やったけど、火葬場については10何年間でもう10億超えていると、こういう状況になってきているということが、委員皆さんおっしゃられるのはそういうことやと思うんです。あまりにも膨れすぎると、他のこととやっぱり調整が付かない、整合性が保てないというような状況があるのではないかという、たぶん私もそういう心配はしておりますけど、他の方も皆さんそういうことでご心配になっているのではないかなというふうに思います。ですから、補償の問題についてはそりゃ基準を設けるとか、そういうことは難しいかもわかりませんが、以前視察に行ったところでは、建設費の何%を地元の補償として使いますというような提起が自治体のほうでされてて、それ以上は一切出してませんというようなことも聞きました。ですから、自治体によって、そして、その自治体の歴史によって、いろんなやり方はあると思いますけども、今後そういうことを皆心配している、整合性が保てるようにやっていってほしいと願っているということを、充分ご認識いただいて、進めていっていただきたいというふうに思いますので、よろしく願いいたします。

他に委員皆さんのほうで何かその他。 小野委員。

小野委員

あまり時間ないしね、今の委員長の言葉については、またゆっくりとね、私もいろいろ質問したいし、補償についてはなかなか難しい、町長も答弁されているし、歴代の助役も大変困ったというか、いろいろなことで説明をしてもらってましたんで理解してますけどもね。さっき町長の答弁の中

でね、火葬場の補償のというあの話、火葬場建設に伴って、いきいきの里とちょっとおっしゃったと思うんですけどもね。いきいきの里を建設する際に、地元東里に対してね、補償されたことはないんですかね。

町 長 これは先ほども申しましたように、東里の火葬場やっぱりつくっていただくためには、やはり、こういう風呂でもどうですかという提案をさせていただいたと。そして、先方は1年ぐらいしたら、そんなん料金的に土地の買い上げも安いからやめますと言うておっしゃったんです。しかしまた、今度また買ってくれと、やってくれということでございますので、そういう経緯がございます。

小野委員 だから、その時にいきいきの里がもう1回やろうという時に、いきいきの里の土地の買い上げが安い云々とか、またちょっと漏れ聞いていたのが、いろいろな場所的なこともあってね、いきいきの里自体の建設が、今、町長おっしゃるような何年か空いているんですね。それで、ある段階の時に、東里の集会所っていうんですか、場所的にはずっと、もうちょっと場所離れていると思います。あれを補償という形で、そやからそれが火葬場の補償だったのか、いきいきの里の補償だったのか、ちょっと微妙に認識しているので、ちょっと明確に教えてください。

町 長 あれはですね、公民館の関係は火葬場の補償でですね、現時点の、言うたらその当時は東里のちょうど八百丑さんの住んではる向こうのほうに、公民館ありましたけれども。しかし、狭いから、狭隘やから、新たにその用地が確保できるということで、できれば公民館を補償でしてほしいということでありました。

小野委員 確かにね、こういう施設での補償というのは難しい問題もありますし、先日の建水でもね、地元の議員さんから無理難題、もうほんまにいろんなことで委員会もちょっと中断しましたけどもね。確かに苦労されていると思いますけどもね。こんなこと言ったら、またその地域の人から、小野は何言ってるんじゃと言われるけども、もうちょっと行儀ようにしてほしいな

と。やっぱり補償するのはね、やっぱり町長も部長も言ってたように、住民皆のために、こういう施設があるんだからということで、同意はするんですけどもね。ちょっともうちょっと行儀ようにしてほしいなと、だから確かに予算の範囲内でこうやって、次年度に送っていくというようにしてね、財政に圧迫があんまり直接かからないようにということで、苦慮されているということはわかりますがね。地元も地元だなあということを思うんですが。そこへ、その施設がまったくね、その方たちが使われないものだったらね、それはいた仕方ないのかなと思うのやけどね。その施設があるために、段々段々もうエスカレートしているように思えてしょうがないんです。これは他地区というか、その施設が近くないとこのひがみかわかりませんけどもね。そこらは、住民の目というものをしっかりと認識して、ある程度の公平さっていうことをね、説明できるような補償をぜひともお願いします。そういうことで、提案ということでね。また、そのことについては、補償については、また他の場所でね、ちょっと一回議論させてもらいたいと思いますねけどもね。

町 長

一応今は、火葬場とそれから焼却場と鳩水園の処理場の関係ということですけども、水道企業会計では目安の宮の北の井戸とか、そういう関係の補償も、これも継続的に続いております。もう打ち切ったということはないわけですから。これもありますから。その点だけご理解をいただかなかつたら。鳩水園と火葬場と、それから焼却場というだけやなしに、水道企業会計では目安に宮の北の井戸を掘らしてもらってますから。その補償は今も続いておると思っております。そういう打ち切るといってもいろいろと言われましたけれども、打ち切っていないと思います。これもなかなか、どこでやめるのかということは、なかなか難しい。もう以前からずっと、辻さんも水道におったときも、そういう議論はありますから、これはもう宮の北の関係はだいぶん金は使ったと思います。

委員長

他に、伴委員。

伴委員

1点だけお願いしたいんです。よく、きょう火葬場と補償の問題になっ

てますんで、話しさせていただきます。やはり火葬場の中にある葬儀場、あれ使えへんやろかと、せっかくつくってくれてはんのにと、というような声をよく耳にします。あれは交渉していただいているのか、それだけちょっとお聞きしたいです。

委員長 小城町長。

町 長 これは伴委員さんおっしゃるように、これはもう議会ともども、皆さん、先進地を見にいかせていただいて、やっぱり当然これからの時代やから、その待合い場所をといるのから始まりました。ただやっぱり、その東里とあるいはそういう三井の関係の方々に、ご理解をいただくために、あれを仮に使うとしたら、そういう話はさせてもらっています。だから今よく見に行ったら、野菊の里にも、その精華園でも、まあ言うたら貸し出しですわね、1日なんぼということで10万円だったら10万円で貸してますわな。そういうところも東里の方も見にいかれたらわかりますから、あれもええことやなとおっしゃるけども、最終的に纏めというのはなかなかできないということで、我々としてもできるだけ、有効に使えるような関係ですわね、これからどう使っていくのか、そういうことも当然のことやと思います。伴委員のおっしゃるように、それもひとつの大きな課題だと思います。

伴委員 今答弁いただいて、粘り強く交渉していただいて、住民の思いはそういうところにありますので、よろしくお願いします。以上です。

委員長 他によろしいでしょうか。

(な し)

委員長 それでは、その他についても、これをもって終わります。

なお、お手元に配布しております閉会中の継続審査申出書のとおり、当委員会として、引き続き調査を要するものとして、このように決定するこ

とにご異議ございませんか。

(異議なし)

委員長

異議なしと認めます。議長におかれましては、継続審査の手続きをとっていただきますようお願いいたします。

これをもって、本日の案件についてはすべて終了いたしました。

なお、本日の委員会報告のまとめにつきましては、正副委員長にご一任いただきたいと思います。これについてもご異議ございませんでしょうか。

(異議なし)

委員長

異議なしと認めます。

それでは、閉会にあたり町長の挨拶をお受けします。

(町長挨拶)

委員長

これをもって予算決算常任委員会を閉会いたします。

皆様ご苦勞様でございました。

(午前 12 時 04 分 閉会)